

## 令和7年度 第1回豊郷町下水道事業審議会 議事録

日 時：令和7年5月28日（水）

午後3時00分から

場 所：豊郷町役場3階会議室

	(事務局進行)
事務局	(課長挨拶) (委員自己紹介) (事務局紹介)
委員 事務局	それでは、次第に基づき進めさせていただきます。次第の2、会長の選出および会長職務代理者の選出についてお諮りいたします。 まず、会長の選出方法は、審議会条例第6条第1項の規定により、委員の互選によって定めるとなっております。皆様のご意見はいかがでしょうか。
会長	会長について、事務局案はありますか。あれば事務局一任で。 事務局案といたしましては、地方自治に精通しておられる横山委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
事務局 会長	(異議の有無確認 → 異議なし) ご異議は無いようですので、会長は横山委員にお願いさせていただきます。なお、今後の議事の進行につきましては、審議会条例第6条第2項の規定により横山会長に進行をお願いいたします。 それでは横山会長、会長席へよろしくお願ひいたします。
事務局 会長	それでは、審議会条例第6条第3項の規定により、会長職務代理者を私から指名させていただきます。豊郷町下水道事業の経営戦略改定に携わられた廣瀬委員にお願いしたいと存じますので、皆様ご了承をお願いいたします。
事務局 会長	それでは、さっそく次第3、諮問について、事務局よりお願ひします。（資料①） (諮問読み上げ) ただいま諮問がありました。お手元に写しが配布されていますので、各委員におかれましては、確認をお願いいたします。
事務局 会長	それでは、次第4にうつらせていただきます。事務局から説明をお願いします。（資料②）

	(事務局説明)
会長 委員	公営企業会計に関する全体的な説明でした。廣瀬委員に補足の説明をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。
	下水道の整備は平成に入ってすぐの頃、急速に進みました。下水管の耐用年数は50年とされておりますが、耐用年数が来た時に今ある管を更新して新しいものにする必要があります。整備をした時の財源は自己財源もありますが、企業債が大きな財源となりました。なので、管を更新する時期になると、また企業債を起こさなければならなくなります。最初に整備をしたときは人的・金銭的余裕があり、乗り切れましたが、次の山は、物価上昇、技術者不足などが重なって、今の使用料で乗り切るのは大変難しい。豊郷町だけでなく、これは全国的に起きている課題となっています。彦根市も多賀町も使用料改定の話が持ち上がっています。ですので、こういった使用料改定の話を皆様にさせていただいているところです。
会長 委員	何かご質問がありましたらどうぞ。
事務局	現金の推移のところで、なぜこのように令和2年度から現金が減っているのか説明してほしい。また、流動資産と未収金がなんなのかというところと、資本費平準化債がなぜ令和7年と8年しかないのか説明してほしい。
委員 委員	現金がなぜ毎年減っているのかというところをご説明いたします。下水道事業で管の整備をする際に、企業債を起こすというお話を先ほど廣瀬委員から説明いただきましたが、これを返済するお金を一般会計に負担してもらっています。ただし、水道事業と下水道事業では繰出金の基準が異なるため、水道事業と比較すると、下水道事業では、企業会計に対する負担が大きくなります。ですので、毎年多くの現金が減ってしまった原因としては、それが一番大きいところだと認識しております。
	下水道事業は水道事業を比べて、布設する際の金額も大きくなります。整備する際の企業債の返済が重なって、一番苦しいのがまさに今なのです。そのため、現金が大きく減ったということです。
	平成9年から事業が始まって、大規模な管の布設替は整備以来やっていないはずだろ。工事費自体は当時からすれば下がっているはずではないか。最初に使用料を設定した時の根拠などはわからないが、下水道普及率が99%となっているのなら、この金額設定で経営が成り立っていくはずだろと思える。収益的収支と資本的収支と一緒に話されると話が複雑になるが、使用料収入などの現金収

	入があっても、そもそも回れないような設定となっているのかというのが疑問に思われる。
委員	下水道施設は単年で整備したものではなく、10数年かけて整備しており、最初に借りた企業債は翌年から返済するものではなく、5年据え置いてから返済が始まるため、後年になると徐々に返済が重なっていきます。今返済額のピークの最中にいるということです。
委員	平成9年から供用開始しているが、整備自体はその数年前から始まっている。早ければ平成9年ごろから返済が始まっていて、そのピークが今だということはわかった。
委員	その返済に充てていた貯えが無くなるということです。今まででは預金を切り崩して返済していましたが、それがこのままでは無理になったということです。
事務局	令和2年度の公営企業会計の適用時は、預金が1億8千万円ほどありまして、その当時は使用料を上げずに様子を見ていたところですが、その間に物価が上がり、県の流域下水道の汚水処理負担金や建設負担金も負担が大きく、だんだん現金が減っていました。本来は、令和3～5年度に審議会を開き、使用料改定について何度か議論すべきところだったと思いますが、いよいよ現金が無いというところになってしまい、このままいくと下水道事業の経営が危ういところまで来てしまいました。なので資本費平準化債を発行して乗り切ろうというところです。これは企業債になりますので、借入可能額がある間は借りることが可能ですが、いたずらに金額を増やさないよう、可能な限り令和9年度以降は借りずに済むような経営をしていきたいと考えております。
委員	資本費平準化債というと難しいものだと思われるかもしれません、毎年の返済が厳しいので、期間を延ばして負担を均一にというものです。
事務局	他市町でも、資本費平準化債は借りられているのですが、豊郷町は今年初めて借りることになります。今回の使用料改定状況をふまえて、経営状況によっては令和9年度以降も借りる可能性はあります。
委員	流動資産とはなにか。
事務局	流動資産は現金（預金）と回収できていない未収金です。
委員	未回収の下水道使用料はいくらぐらいあるのか。
事務局	資料の表を見ていただくと、毎年回収できていない未収金が2千

委員

万円ほど計上されていますが、これは下水道事業会計が3月31日を決算日としておりまして、毎月の使用料収入である約1千万円が入らないまま決算日を迎えるためとなります。そのため、2千万円のうちの1千万円は回収見込みがある未収金となります。残りの半分が回収に苦労している未収金ということになります。

会長

数年前に水道料金の値上げについて審議した際に、議論されたのがその未回収の料金だった。水道ならば、水を止めるなどして回収の努力をしなければならないと。だが下水道はそういうことができないので難しいが、その未収金の回収をすることで多少は負担も軽くなるのではないか。現在、下水道の普及率が99.99%ということなので、これ以上加入者が急激に増えるということは無いのだから、使用料収入もそう増えないので、単価を上げないとやっていけないというのは理解できる。松原の処理場での処理単価も上げられたということであれば、資料に数字はたくさん書いてあるが、結局いくら足らぬのかというところをはっきり示してもらわないと議論のしようがない。

事務局

本日は公営企業会計と一般会計の違いなど、概要・概念的なところのご説明をさせていただく場でしたので、次回から細かい部分について説明させていただきます。よろしくお願いします。

上下水道事業ともに物価上昇の影響は大きく、今後もその傾向が強くなる可能性があります。先ほども申し上げた琵琶湖流域下水道の維持管理費として、年間約6千万円を町として負担していますが、令和6年度に今後の単価引き上げが通知されています。令和8年度から処理単価が1m<sup>3</sup>あたり10円値上げされるので、豊郷町の負担は1千万円ほど増えることになります。そうなりますと、現在の現金・預金残高からさらに減少する速度が加速しますので、この使用料でやっていくことは大変難しい。下水道事業の安定した経営を維持するためにいくら必要なのか、といった話は次回の会議でさせていただきたいと思います。

会長

未回収の使用料というのは、ゼロになることはまずありません。これはどの自治体でもそうです。

事務局

水道であれば、ライフラインではあるが水を止めて滞納分を回収するという手段に出ることができますが、下水道ではそういったことはできません。さらに町外に転出されてしまうと回収率は下がってしまいます。追いかけて回収する費用と滞納額を天秤にかけることもあります。なかなか回収が難しいのが現状です。

委員	下水道を使っているということは水道も使っているのだから水を止めればいいのではないか。
事務局	水道使用者であればそれができますが、井戸水を使っておられる場合はそれができません。
委員	井戸水を使っているところは計量してその分を流しているのか。
事務局	ほとんどの場合、住民の数×1人当たり8m <sup>3</sup> で計算し、請求を行っています。給水停止などを使ってこれ以上未回収の使用料が増えないよう管理をしているところですが、ゼロにするのは難しいというのが現実です。
委員	何年か前に審議会をした時に井戸水の場合の1人換算量を8m <sup>3</sup> にしたと記憶している。もう1つ聞きたいのが不明水の問題。あの処理費用は結局町民の負担となっているのか。
事務局	その通りです。
委員	あの不明水の費用もかなり大きな金額だったのではないか。町で収入しているお金以上に払っているのでは。言い方は悪いかも知れないが、井戸水も実際の使用量が分からぬといいう部分で言えば、不明水の原因となるのではないか。
委員	おっしゃられるように、不明水は大きな問題となっています。実際は15m <sup>3</sup> 使っていたとしても8m <sup>3</sup> で換算されてしまいます。ではこの差分はだれが負担するのかというと町全体、ひいては町民の皆様の負担となります。
委員	前回の審議会の時もこの話は出ていた。もちろん雨水が入ったりしている分もあるのかもしれないが、この対策は必要ではないか。
委員	不明水は大きな問題ですので、これは豊郷町だけで取り組んでも解決できない問題になります。豊郷町が仮に100%対策を行ったとしても、他市町が不明水を発生させていたら、その負担は豊郷町にものしかかつてきます。滋賀県下の市町全体でやらなければならなかっため、なかなか解決に進んでいかないのが現実です。対策に大きな費用もかかる問題です。
委員	そういう話もあるので、使用料はかなり上げなければいけないのではないかと思い話題に持ち出させてもらった。
事務局	町としても不明水対策事業はしていますが、維持管理負担金のうち毎回数百万円は不明水の分となっています。
委員	流動資産やほかの数字は年ごとに変わっていくのに、未収金の額は毎年ほぼ同じ額で作られているのは、滞納されている使用料の回収努力をしないということか。

事務局	未収金の額自体は数年前から減少傾向にあり、回収の努力はさせていただいています。現在の下水道使用料の収納率としては98～99%程度ありますので、残りの1～2%の難しい方が残っているというのが正直なところです。年間の下水道使用料収入は約1億2千万円ですので、その1～2%ということです。
会長	ありがとうございました。予定していた時刻を過ぎましたので、一旦区切らせていただきます。委員の皆様、鋭い指摘をしていただいておりますので、次回からの進め方について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	(検討部会の実施について事務局説明)
会長	ご了承いただければと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ではよろしくお願ひいたします。
事務局	横山会長ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議を賜りありがとうございました。
	何かご不明な点はございませんか。
	(質疑応答)
会長	ではこれにて閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。